

別記様式第1号（第4条、第8条関係）

東広島市本人通知制度事前登録（新規・更新）申出書

東広島市長 様

令和 年 月 日

東広島市住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度実施要綱第4条又は第8条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し出ます。

申出者 (窓口に来られた方)	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者・ <input type="checkbox"/> 成年後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人		
	フリガナ		生年月日	
	氏名		印	年月日
	住所	〒 -		
	本籍	筆頭者:		
	連絡先	自宅 () / 日中連絡先 ()		
登録者	<input type="checkbox"/> 申出者に同じ (異なる箇所のみ記入)			
	フリガナ		生年月日	
	氏名		年月日	
	住所 (通知先)	〒 -		
	本籍	筆頭者:		
	連絡先	自宅 () / 日中連絡先 ()		
通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 登録者に同じ ※特定の住所地の住民票のみを通知対象とする場合、その住所地		
	<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> 登録者に同じ ※特定の本籍地の戸籍のみを通知対象とする場合、その本籍地		
備考				

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- あなたが本人であることを証明する書類 (マイナンバーカード、住民基本台帳カード (顔写真付き)、運転免許証、旅券等)
- あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等) 及びあなたの本人確認書類
※本籍地が東広島市等、市で法定代理人と確認できる場合は、戸籍謄本等を省略することができます。
- あなたが任意代理人であるときは、登録希望者からの委任状及びあなたの本人確認書類

【市記入欄】 ※次の欄は記入しないでください。

本人確認: 免・個・住・旅・ ()	新規	開始日	年	月	日	登録番号	
代理権確認: シ・戸籍・登記・ ()	更新	満了日	年	月	日		
受付	住民票 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	戸籍 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考	名簿記載	システム設定	審査	決裁

東広島市住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について

- 1 この制度は、住民票の写しなどの不正請求の抑止及び不正取得を防止するため、証明書を第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その交付の事実を通知する制度です。
- 2 この制度を利用するためには事前登録が必要です。事前登録を希望する方は申出を行ってください。なお、やむを得ない理由等により自ら申込みができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。未成年者又は成年被後見人については、法定代理人が事前の申込みをすることができます。
- 3 事前登録の対象者
 - (1) 本市の住民基本台帳に登録されている方（除票となった方を含む。）
 - (2) 本市の戸籍に記載されている方（除籍者を含む。）
 - ※ 死亡者及び失踪の宣告を受けた方は対象外となります。
- 4 通知対象となる証明書
 - (1) 住民票関係 住民票の写し
 住民票記載事項証明書
 - (2) 戸籍関係 戸籍の附票の写し
 戸籍記載事項証明書
 戸籍の謄本及び抄本
- 5 第三者とは、本人以外の方です。ただし、次の請求者を除きます。
 - (1) 親族等からの請求
 - ア 住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者
 - イ 戸籍関係・・・本人と同一戸籍にある者、その配偶者、直系尊属（父母等）、直系卑属（子・孫等）
 - (2) 事前登録者である法定代理人
 - (3) 官公庁（公用請求）
 - (4) 市長が特別の事情があると認める請求者
- 6 事前登録者に係る証明書を第三者に交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 7 通知書の内容は、証明書を第三者に交付した日、その種別及び通数、交付請求者の種別です。
- 8 登録期間は、登録日の翌日から2年を経過した日以後最初の9月30日までです。継続して登録を希望する場合又は転居等により事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 9 事前登録者が死亡し、又は居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。